

第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回）

1 日時

令和3年3月3日（水） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎 16階特別会議室S6

3 出席者

和田委員長、藤平委員長職務代理者、宮古委員、中村委員、笠原委員、坂上委員、土田委員（7名）

※ 欠席 加藤委員、土屋委員、相川委員（3名）

4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、中嶋指導部義務教育指導課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、土屋教職員研修センター教育開発課長、清水教育相談センター次長、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、關統括指導主事（生徒指導担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、先崎教職員研修センター教育開発課統括指導主事、大津教育相談センター統括指導主事

5 傍聴者

2名

6 報道機関

1社

7 議事

（1）事務局説明

いじめ総合対策【第2次・一部改定】について

（2）審議

学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の実効性を高めるための方策について

8 審議記録

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶申し上げます。1点目は、資料の確認です。資料につきましては、次第の下に一覧を記載しており、タブレット端末にて提示をさせていただいております。御確認の上、不具合等ございましたら事務局までお声掛けください。

2点目は、本日の取材の状況についてです。1社の新聞社が、本日の会議の取材をオンラインにて申し出ております。本会議の傍聴につきましては、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けるとしてしております。本日は2名の方の傍聴をオンラインにて受け付けておりますので、御報告いたします。

それでは、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

皆さん、こんにちは。早いもので前回から3か月ほど経ったのでしょうか。なかなか厳しい状況にあるわけですが、今日の会議もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員7名の方々に御参加いただいております。定足数に達しております。また加藤委員、土屋委員、相川委員は、本日所要のため御欠席との連絡をいただいております。なお、宮古委員、笠原委員、坂上委員におかれましては、オンラインにおいて参加していただいております。

それでは、ただ今から第2回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

はじめに、増田正弘指導部長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（増田指導部長）】

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には御多用の中、第2回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日頃から都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大な御尽力をいただいておりますことに対し、改めて御礼を申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症という、いまだかつて誰も経験したことのない事態に立ち向かい続けることを求められた1年でございました。こうした状況の中、都教育委員会が重点を置いて取り組んでいる施策について、その一端を御紹介させていただきます。

第1は、「子供が安心して相談できる環境」の構築でございます。これまでの日常とは異なるコロナ禍において、多くの子供が不安や戸惑いを抱えていることから、小さな変化を見逃さずケアを行うとともに、子供がいつでも、どんなことでも、安心して相談できる環境を整える必要がございます。そのため、都教育委員会は学校に対しアンケートの例を示し、定期的な子供たちの不安や悩みを聞き取り、丁寧に声掛けをするよう徹底を図るとともに、気になる様子が見られる子供がいる場合等に、学校の要請に応じて、

スクールカウンセラーの派遣回数を増やすなどしております。さらに、都教育相談センターが24時間受け付けている電話相談に加え、昨年12月から本年3月までの間、都内に在住・在学する全ての中学生・高校生を対象にしたSNS教育相談の相談時間を9時間延長するなど、子供たちに寄り添う体制の一層の強化を図っているところでございます。

第2は、「子供同士が豊かに関わり合える教育の実現」でございます。感染症対策で身体的距離を確保しなければならない中、児童・生徒が人と人との心のつながりを感じ取ることができるようにするために、創意工夫を凝らした多様な取組が必要となっております。

このような状況下におきまして、改めて子供が豊かに関わり合える教育を実現するため、学校や区市町村教育委員会で実践している「人と人とのつながり」を深める取組や工夫を募集し、広く周知することといたしました。その結果、都内公立学校、教育委員会から100件を超える様々な取組が寄せられました。例えば、都立八王子桑志高等学校では、地元のプロバスケットボールチームに、試合観戦用の応援マスクや横断幕など、チームを応援するグッズの制作に取り組みました。生徒から、「コロナ禍だからこそできる地域貢献活動を考えるいい機会になった」、「自分の能力を活用したい」という声上がるなど、地域の課題に目を向け、行動しようとする意欲が高まったという事例が報告されております。これらの取組は、都教育委員会のホームページに掲載しております。

さて、本日は、今回改定いたしました「いじめ総合対策【第2次】」を真に実効性あるものにしていくための方策につきまして、委員の皆様方に御審議をお願いしております。委員の皆様方には、それぞれのお立場から、様々な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

【和田委員長】

ありがとうございました。

それでは議事を行います。初めに事務局から、いじめ総合対策【第2次・一部改定】について説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

改めまして、指導企画課長の小寺と申します。説明させていただきます。

それでは、いじめ総合対策【第2次・一部改定】について御説明いたします。

データの資料としましては、タブレット端末の中にある4でございます。資料の3、4の冊子につきましては、紙ベースの冊子の形で綴じたものを置かせていただいております。現在、これは業者に印刷を回しております、3月末に冊子の形で製本される予定でございます。

それでは資料2を御覧ください。昨年11月のこの委員会の第1回の中で、目的、経緯、改定の方向性について御説明させていただきました。その後、事務局において改定案をまとめまして、今年の2月、先般の定例の教育委員会において「東京都教育委員会

いじめ総合対策【第2次・一部改定】を策定したところでございます。

本日は資料中段、ボックスにある改定の方向性について、それぞれ具体的に説明をさせていただきます。

まずは上巻、学校の取組編です。机上に置かれておりますピンクの表紙の方が上巻になります。第1ですが、ダイジェスト版を巻頭に配置させていただきました。資料の10ページから13ページを御覧ください。冊子で御覧いただくと見やすいかと存じます。10ページから13ページの合計4ページにわたって、見開き2枚になってございます。これはいじめ防止において必ず取り組む項目を18にまとめたもので、教職員一人一人の対応力の向上を目指して作成しています。教職員が日常における自分自身の取組を点検・評価して、改善を図ることができるよう、それぞれのポイントを、イラストを活用しまして分かりやすく表し、上巻の参照ページを「何ページへ」という形で示しています。また、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の4段階の関連を示して、上の方に「未」とか「発」とか、四角い色付きの印を付けるなどの工夫をしております。

第2は、現状と課題にある図表のデータを更新してございます。冊子20ページを御覧ください。これは例としてお示しをさせていただきます。上巻にはそれぞれの項目の冒頭に、現状、それから課題を表すデータを掲載しておりますが、今回の改定で、東京都教職員研修センターが実施したいじめに関する研究調査の結果を踏まえ、全ての図表を最新のデータに更新いたしました。2点、例として御説明いたします。

資料20ページの中段の図表2を御覧ください。ここには、いじめを行った経験について、児童・生徒を対象として調査した結果、このいじめ防止対策推進法が制定される前の、平成24年度とその8年後にあたる令和2年とを比較したものでございますが、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒は、全ての校種において、26%以上増加をしております。

次に46ページにお進みいただきたいと存じます。左上の帯グラフでは、いじめられた経験があると回答する子供の割合が11ポイント以上、こちらは減少するとともに、左下のグラフでは、いじめを受けたときに、「誰かに相談した」と回答する子供の割合は8%増加しています。このように、児童・生徒の姿から、学校によるいじめ防止の取組の成果が分かるものなどを取り上げながら、データを更新いたしました。

第3は、取組内容の更なる充実です。データの方の資料2にお戻りいただけますでしょうか。中段左側のボックスにございます6点を始めとして、記載内容の充実を図りました。本日は一番上の「子供が安心して相談できる環境の構築」を例に、どのように改定したかを具体的に御説明いたします。

また冊子の8ページを御覧ください。まず上巻の冒頭に掲載している「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」です。この3に、下線部分の文章を付け加えました。これまで「学校の教育相談体制の充実」としていたところを、東京都教育委員会のいじめ問題対策委員会の答申で示していただきました事項を踏まえて、「学校・家庭・地域の

連携による教育相談体制の充実」と改めまして、教員が家庭や地域と連携して、子供が安心して相談できる環境を構築していくことの重要性を御理解いただけるように工夫したものでございます。

次は30ページエを御覧ください。SOSの出し方に関する教育の推進という項目を新たに設定しまして、具体的な取組を文章の形で示してございます。本項目の最後には、最後の2行で、学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く、大人自らが子供から信頼される大人になるよう努めることが重要であると、具体的な目指す姿も明示いたしました。

次に86ページを御覧ください。6、7と見開きになってございますが、文章のみならず、教員が視覚的になるべく一見して、理解できますように、資料編にこのような資料を掲載してございます。特に中央の赤い枠に、ポイント3となっておりまして、順番が1、2となっており、4、5、3となっておりまして、これは黄色の部分の学校の取組にも当たり、ピンク色の家庭での取組にも当たり、また緑色の地域、関係機関、全てが連携して取り組むということで、いわゆる中央のベン図のようなイメージで書かれてございます。

上巻については以上でございます。この後、下巻につきましては、教職員研修センターの研修部教育開発課長から説明させていただきます。

【事務局（土屋教職員研修センター研修部教育開発課長）】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長の土屋と申します。

私からは下巻の実践プログラム編の主な改定ポイントについて説明をさせていただきます。本日配布の資料4を御覧ください。冊子はブルーの表紙のものになっております。

この下巻ですけれども、上巻の内容を踏まえまして、主に学校の教員が自校の教育で活用できるような4種類のプログラムを掲載しています。この中から、今回新たに作成した、いじめについて学校とともに考える保護者プログラムと地域プログラムを中心に説明いたします。

それでは、早速ですが配布の資料の105ページを御覧ください。

まず105ページですけれども、そちらの中段から下に5本のプログラムがございます。これを開発しました。例として、保護者プログラムの1番、学校いじめ防止基本方針について説明をさせていただきます。めくっていただきまして、106ページから107ページを御覧ください。

107ページ、こちらの中段にお示しさせていただきましたように、今年度、私ども教職員研修センターで保護者に実施したいじめに関わる調査によれば、学校は保護者にいじめ防止等の取組を周知しているつもりでも、2割の保護者にしか伝わっていない状況であることが分かりました。そのため、学校の周知の在り方を見直し、保護者に伝わるように説明することが大切です。

戻りまして106ページを御覧ください。保護者プログラム1、学校いじめ防止基本方

針は、いじめの定義や、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会について理解を深める内容になっています。保護者会の一部として、20分程度で実施できるプログラムです。特にいじめの定義については、法律に基づくいじめの定義を確認するだけでなく、いじめが大きな社会問題となったことをきっかけとして定義が修正されてきたことや、従来のいじめの定義では救えなかった児童・生徒がいることも伝えることで、教員と保護者との受け止めに乖離が生まれないようにしました。

次に、いじめ問題解決のための地域プログラムです。下巻120ページを御覧ください。こちら120ページ、121ページ、地域プログラム、共に手を取り合おう、いじめを生まない環境づくり、でございますが、学校の取組や児童・生徒の取組を伝えることで、いじめ防止に向けた協力を地域の方々に促し、子供たちの発するSOSに気付き、言葉を掛けるなど、地域の方々に自身ができることを考えていただく内容になっております。例えばですが、学校運営協議会や、道徳授業地区公開講座等で、20分間で実施できるプログラムです。

なお、保護者プログラム・地域プログラムは、学校の実態に合わせて、すぐに活用できるよう、教員が編集可能なスライド資料等も併せてウェブ等で提供いたします。学校・保護者・地域社会が普段からパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にしていけるために、各学校での活用を促してまいります。

さらに今回、従来から掲載している学習プログラムと教員研修プログラムの改善を図りました。いじめ防止のための学習プログラムは、各校種における授業で活用できる28本のプログラムです。例として、少しページが戻りますが58ページを御覧ください。こちらは、「小学校中学年 規範意識の醸成」というプログラムです。子供が自らいじめについて考え、授業後も決まりやルールを守れているかについて、言葉掛けをするなど、自ら行動できることをねらいとしています。

いじめ問題解決のための教員研修プログラムについてですが、いじめの定義の確実な理解や、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進など、計9本のプログラムがございます。例として72ページを御覧ください。こちらは、「いじめの定義の確実な理解」という研修プログラムです。いじめの定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにすることをねらいとしております。72ページの下段4、「いじめの捉え方を見直す」では、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申で示された内容を掲載し、教職員間の共通理解の重要性を示しております。

また、めくっていただきまして、74ページを御覧ください。研修プログラム2、「学校いじめ防止基本方針に基づく確実な取組の推進」では、学校いじめ対策委員会の構成員の役割、認知の手順等、組織的対応の具体について共通理解が図れるようにしております。下巻については以上です。

【事務局（小寺指導企画課長）】

各学校では、令和3年度からの4年間、いじめ総合対策【第2次・一部改定】、この冊

子2冊に基づきまして、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っていくことになってございます。冊子は、先ほど申し上げたように、3月末までに印刷を行い、都内公立学校の全ての教員に上下巻セットで配布いたします。本総合対策を真に実効性のあるものにしていくためには、ただ配布するだけではなくて、やはりこれを各学校における着実な実践と、教職員一人一人の子供に対する熱意と言いますか、真摯な取組が必要であると考えております。本日は、専門的な見地から、皆様には、学校におけるこのいじめ総合対策の実効性を高めるための方策について、様々御指導をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【和田委員長】

ただ今事務局の方から御説明をいただきましたけれども、委員の皆様方の方から、まず質問がありましたら出していただいて、その後、様々な意見、審議に入りたいと思いますが、御質問はありませんでしょうか。では中村委員、お願いします。

【中村委員】

中村です。学校での取組ということで、意図的に外してあるのかなと思って読んでいたのですが、弁護士を活用ということで、試行的に今、事業が始まっているところかと思えます。実際にこじれるとか、非常に苦慮されている学校で、なかなか間に挟まってしまって難しいようなときに、第三者的な立場のスクールロイヤー等の活用が比較的効果があると私も伺っているところです。これは最初の質問になりますが、学校での取組ということで意図的に外してあるのか、将来的にはそれも含めて検討中なのか、教えていただければと思います。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

弁護士等の先生方を活用させていただいた授業等につきましては、この上巻の29ページのところに掲載させていただいております。29ページの一番下のウのところですか。法律の専門家の方と学校が連携をして、子供たちに、いじめについて深く考えさせ、いじめは絶対に許されないものであることについて、しっかり子供たちが学べるようにと掲載しているところです。スクールロイヤー等との連携については、ここには具体的には示していないのですが、子供たちの指導においては、このように弁護士の方とも連携してということで考えております。

【中村委員】

ありがとうございました。入口の部分で、未然防止で活用されているというのは、よく分かりました。

もう一か所、実際に発生してしまってもうまく学校が対処できないような、そういうケースもあるかと思えますけれども、何か学校向けに啓発的な資料などはあるのでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

最初の目次のところ、16ページから19ページのところを御覧いただきますと、それ

それ未然防止から早期発見、早期対応、重大事態への対処ということで、それぞれの取組が掲載されております。今、委員がおっしゃられた、実際に事案が起こってしまったときの対応については、この 18 ページに具体的に行うとよいということを示させていただいているところです。この中に、もちろん学校だけではなく、関係機関等とも連携することを明記させていただいております。

あと上巻の 78 ページのウにございます、「いじめ等の問題解決支援チーム」などからの助言による問題解決も示させていただいております。一番下の注の 25 になりますけれども、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで学校を訪問し、校長等に助言をしております。

【中村委員】

どうもありがとうございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。オンラインで参加されている委員の方からも何か御質問ありますでしょうか。

【宮古委員】

国立教育政策研究所の宮古でございます。質問よろしいでしょうか。

【和田委員長】

よろしく申し上げます。宮古委員。

【宮古委員】

非常に充実した内容の資料の御紹介、ありがとうございました。

上巻についての質問で、86 ページに、学校いじめ対策委員会のモデル図が書かれています。全公立学校ということで、都内の全公立の小・中・高校等に設置されていることになりましたが、小規模校、中規模校、大規模校ですとか、校種間の違い、地域差もあると思うのですが、基本的にここに書かれている、管理職、教務主任、学年主任、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭は、都内の全公立学校だったならば、コアメンバーとして必ず構成員とされているという認識でよろしいでしょうか。それとも、学校によってメンバーの裁量は認めるという形になりますでしょうか。その点を教えていただきたいと思いました。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。こちらは必ずというよりも、それぞれの学校の実態に応じて、学校が決めています。上巻に、学校いじめ対策委員会の構成メンバー等について、もう少し具体的に書いてあるページがございます。上巻の 26 ページをお願いできますでしょうか。一番上の 1 番、「委員の構成」に、例を 4 点示しまして、このような例を参考にしながら、学校がそれぞれ実態に応じて決定していくということになっています。なお、東京都公立学校においては、小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置しておりますので、必ずその心理の専門家が入るということを各学校に徹底してお

ります。以上です。

【宮古委員】

ありがとうございました。

【和田委員長】

よろしいですか。他にいかがでしょうか。土田委員、お願いします。

【土田委員】

警視庁の土田と申します。

下巻の保護者プログラムの関係で、非常に細かく設定されていますが、活用場面がほとんど保護者会となっているのですが、保護者会に参加しない親御さんにおいては、この場面を想定して、フォローはどのようにされるのかというのを伺いたいのです。よろしくをお願いします。

【事務局（土屋教職員研修センター研修部教育開発課長）】

全体的に保護者プログラムは保護者会を通じて説明していくというような流れにはなっていますが、おっしゃるように保護者会でなかなか伝える機会がないような保護者の方には、例えばここで使っているような資料、実際に申し上げますと、113 ページに書いてあるような下段に、保護者向けのリーフレット、このようなものを準備しまして、それぞれ保護者会で行ったような内容も含めまして、様々な学校だより等を通じて周知をしていくということを考えております。以上です。

【和田委員長】

よろしいですか。他にいかがでしょうか。私から少し伺います。まず、上巻の、今度新しく入った6（ポイント）×4（段階）という取組あります。その中で、上から4段目にある、「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする」という欄があるのですが、この未然防止には記入があります。ところが、早期発見に、子供たちの活動を記載する内容がないのですが、これは学校が取り組むので、子供たち自身が考えたり、行動できるようにしたりということではないので、空欄になっているということになるのでしょうか。例えば、子供たちが早期にいじめを見付けたときに先生に通告するとか、あるいはいじめの認知を、理解を深めるような取組をしていくという、下巻の82ページの検証の6あたりに当たるのだと思うのですが、これなんかも入ってもいいのかなというのが、まず1点と、同じページの中で、次の早期対応のところの右側に灰色の矢印があるのですが、この灰色の矢印は何を示しているのか、教えてください。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。これは、本当にそれぞれ複雑に絡み合っております。つまり関連性が深く、この箱の中に必ずびったり納められるというのではなく、便宜的にこちらに入れさせていただいているというところがございます。「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする」については、子供たちがまずしっかりとそう

いったことを身に付けるということで未然防止に書いております。実際には、委員長がおっしゃったように、この早期発見のところにも大きく関わっていると考えております。

あともう一つ、この灰色の部分の矢印については、ちょっと分かりにくくて大変失礼いたしました。これも、必ずこの6×4の四角の中になかなか入れづらいというところがあります。特にこの一番左側にある、この上から2番目の「教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む」や、「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする」も、一緒に含めて捉えていくことが必要なのではないかとということでこの矢印を書かせていただいております。

【和田委員長】

左側の矢印のある部分については、それぞれに関わりがあるという、そういう内容だということですね。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

そうです。

【和田委員長】

それからもう一点は、先ほどお話があった、「保護者会で資料を配る」という話がありましたので、関連してお聞きします。今度先生方にこの資料を配布されるわけですが、これは全て保護者の方にコピー等をするなりしてお配りしても構わないものなのか、特定のパンフレットだけとか、どういう指定がありますか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

こちらにつきましては、東京都教育委員会のホームページに掲載いたしますので、どなたでも見ることができます。学校の教員も自由に使うことができると考えております。

【和田委員長】

ありがとうございます。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に審議に入りたいと思います。先ほど指導部長からもお話がありましたように、今回は実効性を高めるという視点から、資料の活用であるとか、ここに示されている内容の実際の活用、在り方について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っています。

先ほど事務局から説明をいただいたとおり、本冊子は、配布するだけではなくて、先生方が実際に効果的に活用して初めて初めて意味があるということになると思います。そのために必要な視点は何か、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っています。

大きな観点としては、「学校における【第2次・一部改定】の冊子の実効性を高めるための方策について」というテーマになります。まずは、この改定についてお気づきになったこと、あるいは特に今回の改定で重視したい点がありましたら、ぜひ委員の皆様から御指摘いただきたい。それから、学校における活用の在り方とか、この活用を促す仕方とか、そういったものが、「こういう方法があるのではないか」というような御指摘

をいただきたいと思います。そしてさらに、家庭や地域での活用が必要であるということで、プログラムも掲載されております。この活用について、在り方等を含めて、ページを追うような形では審議いたしませんので、各委員がお気付きになったところを率直に御指摘いただければと思います。

それで御指摘いただいたところで、もし具体的な資料のページ等が関連するようであれば、そこを少し触れていただくと、こちらも、お互いに共有できるかなと思います。そのことも踏まえてお願いをしたいと思っています。

御意見をいただいくわけですけれども、大きく改定された内容に関して、どのような御意見をおもちなのかということ、まず率直にお聞きしたいと思います。二点目は、この冊子が全員の先生方に配られていくということから、冊子の中身の問題と、それから冊子の形態の問題、つまり、都の教育委員会の場合には、かなりしっかりとした資料を配られているわけですけれども、この冊子の形を、例えばもう少しパンフレットの形にするとか、あるいはマニュアル化するとか、一部を抜粋するとか、活用の仕方の中で、お話しいただければなと思います。

先ほどの保護者会の中でも話がありましたけれども、では地域ではどう活用するのかとかですね、そういったことも含めながら是非、御感想から入っていただいて結構だと思いますので、御意見を伺えればというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【宮古委員】

すみません。国立教育政策研究所の宮古ですけれども、よろしいでしょうか。

【和田委員長】

宮古委員、お願いします。

【宮古委員】

今、国立教育政策所においても、いじめの調査研究を行っています。いじめの情報共有が校内でどのようになされているのか、特に情報の流れについて、ある地域を対象にパイロット調査としてインタビュー調査を行いました。そこでいくつか見えてきたところとして、学校でいじめの情報をキャッチした場合に、多くの学校が、学年団でまず議論する。そしてその学年団で揉んだ後に、生徒指導部会に上げるか、学校いじめ対策組織に上げるか、教育相談係に上げるか、あるいはもう直接、管理職にいくかというところが、それぞれの案件によって分かれているというところが見えてきました。いじめ防止対策推進法に照らしたときに、いじめではないのだろうかという案件も、場合によっては、教育相談係にいくとかですね。そういうように、学校によって得られた情報、いわゆる法律で言ったらいじめに該当して、いじめにカウントするべきものも、まずは学年団で揉んで、それぞれの分掌に上がっていくというところが実態で見えてきたところなんです。そうなったときに、情報が学年団で止まるというリスクも一つ考えられることとなります。例えば若手の先生が、学年主任を飛ばしていきなり管理職に報告した場合に、

それがその学校文化としては、よしとされないという学校も、その地域においてはありました。先ほど学校いじめ対策委員会のメンバーとして26ページを拝見したところ、管理職が入っているので、例えば、今非常に若い先生も増えてきている中で、学年団で揉むというところが、例えば中学校だったらやっぱり多いのではないかと思うのですけれども、場合によっては直接、管理職のところにおいて、学校いじめ対策委員会のコアメンバーである管理職に届けてもよいということも、ある程度組織的にはっきり認めていく方が、もしかしたら、学校いじめ対策委員会に確実に情報が届く可能性があるのではないかと思います。もちろんその学年団で揉むということの意義というのもあります。コアメンバーに、やはり主要な学年主任や管理職というところをきちんと入れて、いじめを確実に認知していくというスタンスを鮮明に出した方が、もしかしたら、どこかで情報共有が止まるというリスクは下げられるとインタビュー調査結果を踏まえて考えているところです。実効性を高めていくという意味で、管理職、生活指導主幹ですとか、学年主任というのは、非常にコアなメンバーとして確実に構成員として入れていくのかなと思います。あとは小学校でしたらば、教務主幹、こういった人たちも入っていただいて、情報が学年でとどまらないというような工夫を、システムとして担保していくということも重要だと、考えます。私からは以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。では、御意見を伺いたいと思います。どうぞ。

【笠原委員】

リモート参加させていただいている笠原です。よろしいでしょうか。

【和田委員長】

笠原委員、どうぞ。お願いします。

【笠原委員】

本当に大変詳細なというか、丁寧なという、膨大な量の冊子なので、まずこれがどう活用されるのかというところが、すごく気になるところであります。中身は本当に濃いので、例えば担任の先生ですとか新任で就かれた先生がやらなければいけないことと、それから学年主任の先生方のいじめ問題対策委員会などの中でやらなければいけないことというのが、少しこの中で、全部が網羅されているわけなので、本当にこの冊子のレクチャーと言いますか、その先生ごとに必要なものがどこなのかというようなことも、少しガイドがあるといいと思って伺っていました。私がいじめ問題に関わるときに、私たちは、医療の立場ですと、本当にどちらかと言うと重大事態ですとか、心のケアがかなり必要なケースというのを拝察します。多くの場合、そこに至るまでに、とても込み入ってしまっている。問題がそんなに大変な話ではなかったはずなのにどうしてそこまでこじれてしまったかということも、当然出てきます。それは、早期発見ということももちろんありますが、早期と言いますか、評価、アセスメントがうまくいっていない。それは難しい精神的なアセスメントではなくて、ケースアセスメントと言いますか、そ

のお子さんお二人、お二人が分かりませんが、いじめの加害の側と被害の側の関係性ですとか、その個々も持っている加害の子の側の特性ですとか、被害を受けた子の特性ですとか、そういう関係性や、そこにいじめが生じるための問題のアセスメントというのが、ピンときていないと、見立てが違えば対応が違うということになります。今回の改定によらないのですけれども、上巻の60ページのところで、いじめの程度に応じた対応という表が分かりやすく載っています。これを先生方が現場で、果たして、どのくらい活用できるかというところが、とても気になります。先生方がいじめの研修というときに、その先生のお立場で必要な情報が少し異なると思って伺っていました。その子供を見る力、子供に問題が起こったときに、あまり色眼鏡で見ないというか、そういうことを先生方がスタンスとして、何が悪いとか悪いかではなくて、率直にそれをどう見るといえることができるようなものの見方というのがあるといいといつも思っています。

それからもう一つ、「心のケア」という言葉が所々出てくるのですが、これに関しましては、学校の中で何かすることを考えておられるのか、外部との連携なのか、どのように考えておられるでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

まずは各学校に配置されているスクールカウンセラー等を活用し、学校の中で心理面の支援が必要だということであれば、しっかり対応していくということが必要だと思います。それ以降、例えば医療とつないだ方がよいなど、その見立てによって、必要な支援というものがあると思いますので、そういった場合には、外部の専門家の方としっかり連携していくということが必要だと思います。

【笠原委員】

ありがとうございます。その心のケアに関しましては、学校で起こった問題に対して、学校に相談したくないということは、実はしばしば、決してそちらが大多数とは申し上げませんが、しばしばある心情だと思うのです。その学校に相談したくないといったときの、逆にそれを、先生方は、それはきっとショックだと思うのですけれども、どう対処していったらいいかということは、何かガイドがあるのでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

なかなか学校に相談するのが、という場合には、例えば教育相談センターで、子供たちや保護者の方のいろいろな相談を受け付けています。そういったところに御相談いただく。それで、しっかり支援につなげていくということも大事なのではないかと思います。

【笠原委員】

分かりました。ありがとうございます。

【和田委員長】

他にいかがでしょうか。では藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

まずこの冊子の改定版作成、大変お疲れ様でした。かなり分かりやすく整理されて、見やすくなり、また絵が入っていて、すごく先生方からしてもなじみやすいというか、かなり御苦労されたと思います。これをいかに先生、全ての先生方に配置されるということですので、配布されたらそのまま本棚に1年間ずっと立てているだけじゃ困ってしまうわけなので、いかにそれを活用してもらうかという観点で考えたいと思います。それを、1ページ目から最後まで全部読むということじゃなくて、もう必要なところにまず入って行って、1年間かけて、だんだん先生方が興味をもって、「こっちも開いてみよう、こっちも開いてみよう」とだんだんなってくれば、全ての先生がそうなってくると、結果的に必ずいじめの防止というのは進むと思うのです。ではそういう観点から、どう活用してもらうかという、まず今、自治体のいじめの研修でも、今までは管理職とか生徒指導の担当者のみを対象にしていたところが、最近では教務主任とか、研修主任とか、ストレートに生徒指導の担当ではない人にも啓発するという自治体が増えてきていると思います。そうすると、先ほどの宮古先生が質問されていた、学校いじめ対策委員の管理職、教務主任がここコアメンバーとしていらっしゃいます。その人たちの、それぞれの行政研修があると思います。区市町村の研修と、都の研修とか、いろいろあると思うのですが、そのどの研修に対しても、必ずこの冊子を持ってきてくださいと、それで、例えば教務主任さんの研修だと、もしかしたらカリキュラム・マネジメントというか、そちらの方のことだと思うのですが、その研修、90分か60分か分かりませんが、その中の5分か10分は、これのことに少し説明する時間を取るとかですね。それは養護教諭の研修についても、スクールカウンセラーの研修についても、どこにでも同じところです。必ず、その、学校いじめ防止基本方針とか、いじめ防止対策推進法とか、特に法の義務規定を必ず知ってほしいとかですね。重視するところを、必ずそのところは、みんなでも共有するという時間をとる。区市町村教育委員会と連携しつつ、また教職員研修センターと連携しつつ、なるべく同じところを、いろんな人たちにまず行う。それとともに、東京都は年3回、校内研修、いじめのことを行うということなので、校内研修のときに、具体的にどこをまず押さえてくださいということは啓発する。ということをやっただけでも全然違うと思うのです。

いずれにしても、やはりこれが、2学期から使おうとか、10月からこう……、年3回やっているということなので、各学期1回ずつやっていると思うのですが、それにしても、その学校によっては、第1回はいじめの研修が7月にやるとか、というところも少なくはないかもしれないですね。でも、なるべく早いところで、どうしたらいいかというようなことも、この冊子を配るときに、例えば少しリーフレットか何かで、校内研修の具体例みたいなことは、やってもいいのかと思います。毎年それを地道にやっていけば、確実にこれが啓発すると思います。保護者にはPTA協議会とか、必ず啓発してもらう。必ずこの冊子を手にして、その場でみんなで話し合うという機会を作ることが大事かと

思いました。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。今のお話でいうと、ふれあい月間の中で、アンケート調査をした後に、校内でそのアンケート結果を検討する機会があると思うのですね。そのときに、自校はそのアンケート結果からどの状況にあるのか、今いじめの状況がどうあるのか、何が今課題になっているのかというのを、この冊子を活用すると、結構状況が分かるのと、その先の流れが見えてくるのかと思います。年間を通した研修に位置付けるとすれば、校内で中身を確認する機会があるといいと思います。他にいかがでしょうか。

では私の方から、ちょっと感想なのですが。学校経営の立場から、校長がこの冊子をもらったときにどう思うかという観点からすると、やはりこれだけのものを一気に全部やろうというのは無理だろうと考えるわけです。今少しお話をしたのですけれども、校長先生はやっぱり、この冊子を受け取ったら、自分の学校では、特にどの部分が課題なのかということ、やはり抽出していく必要があると思います。全部いっぺんに何かをするというのはまず無理なので、自分の学校として、この部分、この部分、この部分というのを、まず、最初の段階で、特に1学期や1年間の中で、何が課題になっているのかというのをしっかり読んでいただいて、その部分にターゲットを合わせたような学校の研修との絡みを作っていく必要があると思います。年間研修を行うわけですから、そういう研修の中で、先ほど言ったようなふれあい月間のときであるとか、そういう機会とか、あるいは授業参観をして、自分の授業で行ったりするわけですから、その後にこの部分をもう一回確認しようという、研修主任でもいいですし、校長先生でもいいのですけれども、この部分を関連付けて、この冊子を活用していくということが必要かと思えます。

それから今、学校の中ではOJTの形で、非常に短い時間に研修を行うパターンができてきているので、やはりそれを経験年数ごとに取り上げてみるとか、あるいは、学校の中で、今までいじめを経験した人たちが、この事例を紹介したり、事例・ケース研究をしたりするときに、この冊子の中のこれが役立つということを取り入れていくことを思います。いずれにしても、校長先生が自分の学校の実態に合わせて、この冊子が、どの部分が活用していけるのか、重点的な部分はどこなのかを整理しておく作業をしないと、これはおそらく、先生方、もう机の上で、校長先生の棚の中にしまわれたままになってしまうので、そこのところは、まずやらなければいけないことかと思えます。校長会などでも当然教育委員会からお話があると思うのですけれども、こういう活用の仕方について、きちんと管理職に伝わるようなメッセージを送っていただければと思っています。

非常に中身が膨大なものなので、やはり各ページの一覧表になっているところは、特に、「自分の学校の部分はこの部分ではないか」ということを言っていないと、漠然と全体を眺めていても、先生方にはぴんとこない部分があると思います。その辺も含め

て、資料の活用について、少し工夫していく必要があるかと思います。

他にいかがでしょうか。活用、あるいは、これを有効に、実効性のあるものにしていくという視点から。

【坂上委員】

オンラインで参加しております坂上ですが。

【和田委員長】

坂上委員、お願いします。

【坂上委員】

私はスクールカウンセラーという立場と、笠原委員から提案があった、学校に相談しづらいつというときの場所としての地域の教育センターにある教育相談室でも仕事をしている立場からですが、上巻の 20 ページで御説明いただいた資料で、図表 2 のところで、いじめを行った経験が、平成 24 年度と、令和 2 年度で、こんなに大きな差があるということに、数字で示されると、本当に「ああ、そうなのだ」ということで、いろいろな取組が、「いじめをしない、いじめを生まない」という効果があって、よかったという数字だと思います。

それと、子供同士の自己主張と言いますか、幼ければぶつかり合いから学び合うので、自己主張のぶつかり合いが、少なくなっていなければいいなという心配もありますが、とりあえずは、いじめをしないという未然防止の手だてとして、私のスクールカウンセラー時代にはずいぶん「ストレスマネジメント」ということで関わりましたので、子供たちの人に八つ当たりしなくてもすむように、子供が生きていく上でのストレスが軽減されてきたということだったら、とても嬉しいと思っています。

いじめということは、本当に、する方も、「苦しみを分かっほしい」という切実な気持ちを抱えているということも、子供と出会って教えてもらったことです。不登校や、暴力等の他の問題行動の背景には、やはりいじめが影響しているということもあります。子供たちの「苦しい」というか、不安な気持ちを聞き取り、「分かる」ということに、スクールカウンセラーが役立っているといいなと思っています。

未然防止は、私は一番大事だと、学校の中で十分に実感しましたし、30 年くらい学校の中で生活させていただきますと、急な対応による教員の忙しさも知りました。保護者もゆとりがない状況がございます。大人が生きている社会が、なかなか忙しく、そして子供にとっては夕飯の時間が遅くなる、寝る時間が遅くなるという生活全体が、少し影響を受けているということも、子供のゆとりを奪っています。

現在は、保育の分野にも関わっておりますが、子供時代は自然の中で体を使って遊んで、いろんな失敗から学んで丈夫になるのですが、子供が安心して遊べる自然環境もますます少なくなつて、子供時代が貧しくなつているということも感じ取れます。そういう乳幼児期を過ごしている子供たちにも、なにか、ほっこりするような、ゆったりするような、体験ができるよう工夫する必要があると思っています。

そして、いじめを体験した学校の教職員も、保護者も、子供たちも、加害と言われる子も、被害と言われる子も、皆さん同じように傷付かれるわけです。学校の中にいるスクールカウンセラーとしては、両方の子供の、これからの学校生活を含めた人生が、再び前に進みだすように信じて、耳を傾けていく。そして子供が自分を信頼できるように、支えたいと、我々は力を尽くしているところです。

お母様が「学校で起きたことだから、学校で相談したくない」という気持ちを、子供も保護者ももつわけですけれども、人への不信感とか、学校に対する不信感と同じぐらいに強いのが、人を求める切実な気持ちだったり、学校に分かってほしいという切実な気持ちだったりするわけです。そのような気持ちを受け止める器として、地域の教育委員会だったり、教育相談室だったり機能が、学校と連携していけるといいと思っています。そのようなことをこの資料から感じた次第です。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。他はいかがでしょう。中村委員、お願いします。

【中村委員】

最初に少し質問させていただきましたけど、今度は実効性を高めるための方策ということで、今審議しているわけですけど、作成した段階の目標みたいなものというのは、どこかに書かれているのですか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

資料2を御覧いただけますでしょうか。一番左上に、このいじめ総合対策の目的を書いております。都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図ることを目的として、作成させていただいているところでございます。

【中村委員】

そこは分かりましたが、今度は4年先ぐらいの、検証が中に入っております。実効性が高まったというのがどういう姿か、どんな形で検証するかということを考えながら、今お話を聞いておりました。例えば最初の説明の中で、キーワードとしては、社会総掛かりというのが始まりでしたが、学校がいくら頑張っても、いろんな家庭があったり、地域性があったりするので、今回の一部改定では、家庭とか地域に向けての働き掛けが、おそらく全体で見ると僕の中で大きいと見たのです。そこは、都内の各教育委員会とか学校とかが、意識して、どのぐらい成果があったかというのを、あらかじめ、手だてをいくつか示すような考えもあると思います。例えば、学校評価は、その項目に、いじめに関する、人権教育でもいじめでもかまいませんが、地域・家庭への働き掛けに関するような項目、一項目、二項目、入れていただけると、そこを1年2年で見えていく中で、少し「頑張っているな」というのが数値化して見える。検証しやすいということを考えると、あとは先ほど質問の中で出ていましたけど、来ていただきたい保護者に限って、なかなか忙しかったりとか、なかなか学校に足が向かなかつたりというのは、そういう

現状も一部の地域であるかもしれません。そういう保護者に、果たして、リーフレットとかパンフレットは届くのか、届いていて、多様な言語をおもちの家庭もあると思いますので、子供たちが日本語でのコミュニケーションとか、識字能力があっても、保護者の方が、例えば日本語で書かれたものを配られても、まったく意味が分からない、見えないとか、そんなこともあるのかと思います。そうすると、例えば、代表的ないくつかの諸言語に翻訳したものを教育委員会の方で用意するとか、そんなこともできるのかということをし少し考えて、述べさせていただきました。

【和田委員長】

何かございますか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

今後、検証をどうしていくのかというところですが、もちろん都全体の傾向、課題は、私たちは、例えば問題行動等調査であるなど、様々な調査から捉えています。ただ、それだけではなく、各学校、一校一校が、先ほど和田委員長の話にもありましたけれども、どういった課題があるのかということをししっかりと踏まえた上で、では次に、自分の学校は何をしていかなければいけないのかということをし、学校一校一校が明らかにいくことが必要だと思っています。そのために、上巻の90、91ページになりますけれども、これは年2回の、ふれあい月間において、学校が自校の取組状況を点検し、そして自分の学校はどこに課題があるのかということをし明らかにした上で、では次年度はどのように改善していこうか、学校が考えられるシートになっています。また一人一人の教員が、職層によっていろいろな対応の仕方があるというような御示唆をいただきましたけれども、90ページは、一人一人の教員が、自分の取組を振り返られるようにしております。今回作成いたしました冒頭の10ページから13ページのダイジェスト版と18の項目が整合しています。自分の学校のどこが弱いのか、自分の取組のどこが課題なのかということをし、先ほどのシートで把握した後に、ダイジェスト版を使って、「あ、具体的にこのページを見ればいい」、「これがポイントだな」と、PDCAサイクルを回していくことで、高めていきたいと思っています。

先ほど中村委員が御指摘いただいた、例えば学校評価などについては、91ページの、この学校シートの、例えば⑨のところに、学校評価項目にいじめ問題への適切な対応に関する内容を設定しています。学校が振り返りながら、では実際にどうしていくかと、より良くしていくためには何が必要なのかということをし考えられるようにしています。

【中村委員】

丁寧な解説をいただいてありがとうございました。これは、最後、集計とか集約というのは教育委員会でするのですか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

いたします。区市町村教育委員会において、管下の学校の状況が、このレーダーチャートに表れるようなシートがございます。それを私どもに御提出いただいて、私たちは

全公立学校の状況を把握しております。その結果につきましても、こちらの対策委員会で、また別途報告させていただきたいと考えております。

【中村委員】

ありがとうございます。非常によく分かりました。個別ではなく、全体的な状況が今、このような状況だということが、私たちも分かるような形で、フィードバックがあるということでございますか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

はい、させていただきます。

【中村委員】

ありがとうございました。

【和田委員長】

今の学校の状況をレーダーチャートの形でやっている状況ですけど、私も市のいじめ対策委員会の委員をしておりましたので、非常に分かりやすい。学校の特色が、このレーダーチャートの中ではっきり見えてくるのは、非常に関心がありました。これは、各学校間で比べるというか、見ていくということが非常に大事です。やはり自分の学校の課題を知るのと同時に、欠けている部分、何がもうちょっと取組側としては足りないのかということと比較する上で、非常に役立っているという印象を私はもっています。やはりこれの活用を、ただ形にするだけではなくて、お互いに校長が学校の様子を知り合って学んでいくという活用の仕方が必要だと思っています。他はいかがでしょうか。

今回の中に、家庭や保護者・地域のプログラムが組まれています。これまでもあったのかもしれませんが、私は前回の会議のときに申し上げたのですけれども、PTAを動かす上で、この資料をPTAの役員の方がPTAの中で説明をしたり、活用したりできるような姿というのが見えたらいいと思っているのです。学校側がいつも説明をするのではなくて、会長あたりが、関心をもつていただき、一つPTA連合会などの窓口で行っていただくということや、学校運営協議会の委員長の集まりの中でも、こういう取組を各学校がやっているのだということや、教育委員会が主催をして集めている中で、運営協議会の先生方に、保護者の方や地域の方を集めて、自分たちで説明をし合ったり、あるいは「これはどういうことなのだろう」という、そういう考えをしたりするような時間を取ると、関心も高まっていくのではないかと思います。ただこの冊子は、ホームページからはダウンロードできますが直接、PTAの方や、運営協議会の方には必ずしもいかないかと思います。そういうところも、校長先生から、「こういう資料がありますよ」という紹介もしていただくように、あるいは教育委員会の中でも、紹介の場をたくさん作っていただければいいと思います。

【事務局（土屋教職員研修センター研修部教育開発課長）】

ありがとうございます。今おっしゃられたように、PTAの方々が、自らどのようにして、このいじめについて考えていこうと、そのような機運を高めるということは、と

でも私も非常に重要な視点だと思っています。それで、今回のこのプログラムの構成の一つのポイントとして、こちらに書いてある紙面以外に、ウェブ上にPowerPointの資料も掲載しています。例えばですけども、下巻の120ページ、121ページに、これは地域用のプログラムが掲載してあるのですが、その右下に、小さな枠に、PowerPointの一つのスライドを示しています。もちろんこの学校が地域に対して、このスライドを使って、学校の基本方針とかを載せて説明するという機会があるとは思うのですが、逆に言えば、そうやって作った資料を、そのままその地域の方々が違う場面で活用することもできますし、必要などところを取捨選択したり、あと加えたりすることによって、その学校、また地域の実態に応じた資料として活用することができます。この冊子はもう印刷されてしまえば、またこれはしばらく使っていくことになるのですが、こちらのウェブ上のデータは、随時カスタマイズできますので、そういった活用法は十分に考えられますので、それについても推進していきたいと考えております。

【和田委員長】

ありがとうございます。委員の皆さん、いかがでしょうか。時間も限られてきていますので。藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

東京都では、区市町村教育委員会の担当の指導主事が一同に会する機会というのはございますか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ございます。

【藤平委員】

今、委員長が言われたように、ただ書いてあることを読むだけじゃなくて、自分が理解をして、自分の言葉で言わなければ伝わらないと思います。そのときに、それぞれの区市町村の課題に応じてどこを使うかというのがあってもいいと思うのですが、「最低限ここは」ということを、やはり都全体として言うべきだと思います。これ、毎回同じことを言っているかもしれないのですが、つい先週も、文科省にいじめ対策官というのがおりまして、ちょっと話していたのですが、結局、問題が起こっているところというのは、そもそものところが分かってないという話になりました。基本的な、いじめ防止対策推進法の定義のところ、まず間違っているから、だからその先に、相談しやすい環境を作ろうとしても、土台のところ間違っているから、全然うまくいかない。そこだけでうまくいかないという話で、これはもう何年経っても同じことの繰り返しだという話になりました。だから土台がないところに上が積み上がらないと思います。だから、どこをやるというのはいいのですけれども、最低限その、知っていてもらいたいところを除いて他のところをやるというのは、やはりちょっとどうかと思います。そのところだけは共有して、全ての教務主任会も、管理職も、生徒指導の会も、PTAも、そのところはもう5分ぐらいで終わる話だと思います。あとはそこを何度も何度も繰り返

返して、定着していくということが必要だと思います。結構そういうところが、いろんな自治体のお話を聞くと、おろそかにされているのではないかと思います。あまりにも当たり前すぎるから、スルーされているような気もするのです。やっぱりもっと「これもやらなくちゃいけない」とならないと、予防した気にならないと思うのではないかと思います。しつこいのですけれども、同じことで、そのところは改めて申し上げたいと思います。

【和田委員長】

ありがとうございました。委員の方から何かございますか。土田委員、何かありますか。何かぜひ、この辺のところはという、感想でも結構なのですが。

【土田委員】

いじめに関する授業というところ、ポイント4のところですか。年3回以上計画的に実施するという。まあ、3回やるのが目的ではなくて、どのような内容になっているか、客観的に見て行って、やる必要があるのかと思います。先生によって、それぞれ違いますので、伝え方がどのように伝わっているのかなど、そういうところを客観的に評価できるような体制も整えた方が、効果が上がるのかと思いますので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

【和田委員長】

ありがとうございました。では委員の皆さん、よろしいでしょうか。

時間も迫ってきたのですけれども。私もこの上巻・下巻、これまでのものに加えて、さらに改定をしている内容を通読させていただきました。非常に上巻と下巻との関連も分かりやすくなっていますし、今回のパンフレット形式になっている内容というのは、やはりどこでも使える、いい資料になっていると思っています。ぜひこのパンフレットをいろいろなところで使っていただくような、先ほどいくつか配布の機会であるとか、研修の機会などの話も出てきましたけれども、ぜひ使っていただけたら、非常に有効なものになるのではないかと思います。

学校は、いつもいじめの問題で、学校の中がごたごたしているわけではなくて、認知件数の年間の、年度の経緯を見ていると同じように、ある一定の時期、学校の始まり、例えば4月ならば、いじめについてしっかり取り組んでいこうという機運が高まっていくわけですが、先生方の気持ちは、また4月、5月、6月になってくると、その意識がまた薄れてくるわけです。また2学期になったときに、2学期もいじめのない学校にしようという取組をやると、少しまた上がってくるのですが、また時間が経つと、その意識が薄らいでいくと思います。「何もない」と回答している学校もあるわけですが、そういう学校は特に、こういう機会を見て、積極的に、計画的に取り組んでいかないと、こういう資料を活用して取り組んでいかないと、もう最初の4月、9月、1月の、その頂点になるような意識の高さもない中で始まってしまいますと、全くいじめに対する意識が先生方の中に根付いていかない。未然防止や予防に対する関心が非常に低くなってし

まいりますので、ぜひ学校の中で、先ほど申し上げたように、この冊子の使い方を工夫していただきながら、各学校の実態や重点に応じた活用の仕方をしていただければと考えております。

委員の先生方には、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。まだ御意見はあるかと思っておりますので、機会があるごとに御提案をいただければと思います。時間の関係もありますので、本議題に関する審議はここまでとしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審議は全て終了としたいと思います。委員の皆様、貴重な御発言をいただきましてありがとうございました。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜りまして、ありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。会議録についてです。この後、会議録の案を委員の皆様メールアドレスに送信させていただきます。御確認いただきまして、修正がある場合は御連絡をいただきたいと考えております。御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。ありがとうございました。